

(1) ヴィルヘルム・フォン・フンボルトの大学論

これに加えて、高等学術機関の特長とは以下のことにある。すなわち、これら高等学術機関では、学問を、未だ完全には解明されていない問題として取組み、それゆえに、高等学術機関は常に研究にいそしんでいるという点である。これに対し、(大学入学以前の)学校では、未だ完全には解明されていない問題を、既成のかつ解明済みの知識により扱わざるを得ず、そして教える。従って、教授と学生との間の関係は、従前(大学入学以前の学校)に比べると、徹頭徹尾違ったものになる。前者すなわち教授は、後者すなわち学生のために存在するのではない。両者は学問のために存在する。その学問に関わる営みは、同時に、両者すなわち教授と学生とが居合わせていることにも依っている。なぜならば、両者すなわち教授と学生とを欠くと、まさしく不幸にも、学問はその営みを止めてしまうであろうからだ。両者すなわち教授と学生とが、学問に関わる営みのために集まるとしても自発的ではない場合、学問に関わる営みはどうか。学問に関わる営みを理由として、両者すなわち教授と学生とが集り、自分たちの目的に早く到達せんとして、次のような方策を講じるであろう。すなわち、既に経験済みで、安易にも一面的で、かつ、活気をほとんど欠いた力と、更に脆弱であり、かつ、あらゆる方向を志向するあまりどちらつかずの力とを結びつけてしまうであろう。

(出典：ヴィルヘルム・フォン・フンボルト「ベルリンに設置される高等学術機関の内的かつ外的な在り方について」論文から抜粋翻訳。下線部は引用者。Vgl., Wilhelm von Humboldt, "Über die innere und äussere Organisation der höheren wissenschaftlichen Anstalten in Berlin", in *Wilhelm von Humboldts Politische Denkschriften*, herausgegeben von der Königlich Preussischen Akademie der Wissenschaften, Band X, 1903, Berlin, Photomechanischer Nachdruck, Walter de Gruyter & Co., Berlin, 1968, SS.251-253)

(2) 世界最古の高等学術機関、ボローニャ大学法学部

「この石棺には、初期のころのボローニャ大学の教授の遺体が数体おさまられています」と案内の神父が教えてくれました。

「そのころの大学には、まだ大きな教室がなかった。そこで教授たちは大勢の学生たちを引き連れて、街の中を歩きながら講義をしていました。ですから街の人たちも講義を聞くことができたわけですね。つまりこの石棺は、真理はみんなのものであって、大学の構内にだけ留まるのではないということの象徴でしょうか。この石棺になら、何時間でも触っていいんですよ」

何百年もの間、風雨に曝されてきた石棺の表面は、大根やワサビの下ろし金のようにざらざらしていました。

石棺の横の立札にイタリア語でなにか書いてありましたので、通訳の学生さんに翻訳してもらうことにしました。……(中略)……立札の文面はこうです。

われわれ法学生はここに自治団体としての学生組合 *universitas* を結成する。そして学生組合が招いた教師たちに、われわれは次のことを要求する。

学生の許可なしに講義を休んではならない。

教師は始鈴とともに講義を始め、終鈴とともに教室から退室しなければならない。ただし難問を説明しないうちは、その退出を禁止する。

講義を飛ばしてはならない。その学問について一から十まで丁寧に講義すべきである。これらの要求が満たされないときは、われわれは教師に対する報酬を支払わない。(出典：井上ひさし著『ボローニャ紀行』、文藝春秋社刊、2008年、pp. 133—134)

(3) 中世ボローニャ大学法学部での講義風景

(§198 以下) 一方、さしあたり (pro medio) 私としては諸君に誠実かつ有益に教授しなければならない。或る法学説に関して、以下の順序が過去および現在の博士らから、なканずく我が師によっても踏襲されてきている。そして私もその順序に従うであろう。すなわち、第1には、本文に入るであろう前に、私は各章ごとの要約を諸君に述べることであろう。第2には各章を十分に明確な言葉で (in terminis) 提示して (その章の) 個々の法文の事案をより良く (提示する) ことであらう。第3には、修正を加える目的で、(各法文の) 文言を私は読み上げることであろう。第4には、手短な文言で (法文の) 事案を私は繰り返すであらう。第5には (各法文間の表見上の) 諸矛盾点を解明し、「一般的にはプロカルディカと呼ばれるところの」(各法文間より抽出される) 一般原理とその解決に伴って現れる細かくかつ有益なる峻別と問題とを、神が私に示して下さるであらうままた、私は解明するであらう。そして、もし著名であるとか難解であるとかの理由で復習されるに値する他の法文があれば、私は当該法文を夕方の復習のために残しておくことであらう。

…… (中略) ……

(§92 以下) もし諸君がそう望むのであれば、『旧学説彙纂』について、聖ミカエル祭 (10月6日) からほぼ8日目に私は (講義を) 始めるであらう。そして、神の御加護が介在すれば、(翌年の) 8月半ば頃にそれ (『旧学説彙纂』) を総ての通常講義と特別講義とともに私は終了するであらう。『勅法彙纂』について (の講義を) いつも私が始めるのは聖ミカエル祭からほぼ2週間後であり、そしてそれ (『勅法彙纂』) を総ての特別講義とともに私が終了する時は、神という援助者が介在するのであれば、(翌年の) 8月1日頃であらう。ちなみに、(『旧勅法彙纂』についての) それらの講義は久しく博士らによっては読み上げられなかったものであるから、かくして総ての学生らは——劣っている者であれ新入生であれ——私とともに適度に前進することができるであらう。なぜならば、彼等学生は自分の教科書について完全に聴講することができるからであり、また、たとえば、今までこの土地においてはほぼ通例のように為されていたようには、どの学生も取り残されることがないからである。なぜならば、劣っている学生、新入の学生、いわんや学業が進んでいる学生らについてもそう (取り残されることがないこと) なのである。劣っている学生はまさに事案の提示と本文の説明において、適度に前進することができるし、学業の進んでいる学生らは疑問点と反対意見との細かい諸点において大いに学識豊かになりうるであらう。更に、私以前にはそうではなかったのであるが、私は総ての注釈を読み上げるであらう。

…… (中略) ……

(巻末) ところで、諸君、この講義に出席されたところの諸君が御存知のように、我々はこの書物 (旧『旧学説彙纂』) を読み始め、読み続け、そして読み終えた。このことについて我々は神ならびに聖母マリアおよび総ての聖人らに感謝する。書物を1冊終えると、聖霊の名誉のためにミサが執り行われるという永い習慣がこの町では守り続けられている。これは良き習慣である。それゆえ、遵守されるべきである。ところで、博士らは書物の最後で自らの計画について何らかのことを述べるということが習慣として定着しているので、私も諸君に幾らかのことを述べてみたい。しかし、多くは述べない。私が諸君に述べることとしては、私は来年も通常講義を、(今まで) 私が為したように、十分にかつ規則通りに行うつ

もりである。しかし、特別講義を行うつもりはない。というのは、学生諸君は良き約束相手ではないからである。以下のことによれば、彼等は知りたがってはいるが、支払いたがらないからである。すなわち、総ての人が知ることを欲するが、誰一人として対価を支払いたがらないのである。私が諸君に語るべきことは、もはやない。諸君が神のみめぐみとともに行かれんことを。しかし、ミサにはおいで願いたい。

(出典：原史料はパリ国立図書館所蔵のラテン語手稿 MS.Lat.4489, f.102 である。ここでは、フリードリッヒ・カール・フォン・サヴィニー著『中世ローマ法史』の第Ⅲ巻より抜粋翻訳。Vgl., Friedrich Karl von Savigny, „Geschichte des römischen Rechts im Mittelalter“, Band 3, unveränderter Neudruck der 2.Ausgabe 1834, Darmstadt, 1986, S.553, n.a, S.541, n.d, SS.263-264, n.d)